

仕様書（案）

1 業務名

令和8年度海草地域における空き家利活用を通じた地域の受入環境整備事業

2 業務目的

海草管内（和歌山市、海南市、紀美野町）、特に海南市及び紀美野町については宿泊施設が少なく、観光客の受入体制が十分とは言えない状況にある。また、いずれの地域においても空き家の増加が課題となっている。この課題に対して、観光客の受入環境整備を促進し、さらにはその取組を通じて関係人口を創出しながら、持続可能な地域づくりを促進することを目的に事業を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

上記2の目的を達成するため、以下に掲げる内容を含む業務を実施すること。

（1） イベント及びセミナーの運営実施業務

ア 地域の魅力の再発見イベントの運営実施

（ア）住民が地域づくりの魅力を知ること、地域振興の取組に主体的に参加する動機となるような内容とすること。

（イ）イベントの内容は動画データとして保存することとし、希望者に公開すること。

なお、動画データの公開期間及び公開方法等については県海草振興局地域づくり部地域づくり課（以下「県」）と協議のうえ決定し、公開後の動画データについては県に提出することとし、本業務以外には使用しないこととする。

イ 空き家利活用セミナーの運営実施（計2回程度）

（ア）空き家の活用について、初心者でも理解し、興味を惹くような内容を設定すること。

（イ）実際に空き家を活用している者を講師に招くなど、参加者自身における空き家の利活用をイメージできるような内容にすること。

ウ 初心者向け民泊開始セミナーの運営実施（計2回程度）

（ア）民泊に関する制度概要等の基本的事項や、事業成功のポイントなど、対象者に合わせた適切な講義内容を設定すること。

（イ）住宅宿泊事業法によるところの民泊・一棟貸しを含む登録物件数及び利用者数を基準に、優れた実績のあるOTAサイト運営会社などの者を講師として招くなど、参加者の実践的な学びを深めるような内容とすること。

エ 共通事項

（ア）イベント及びセミナーの開催場所は、交通の利便性等を考慮し、参加者がアクセスしやすい会場を選択すること。なお、会議室使用料等の必要経費は受注者の負担とし、委託料に含むこと。

(イ) イベント及びセミナーの周知についても対象者へ効果的な方法で行うこととし、その費用についても委託料に含むこと。

(ウ) 業務の実施にあたっては、県内の地域づくり事業者や管内市町等との連携を図ること。

(エ) 登壇者がある場合、登壇者案を提案のうえ、業務実施にあたっては、県と協議のうえ決定することとする。

(オ) ア、イ、ウ及びイ、ウについては、同日に実施することがより効果的な方法と認められる場合、同日実施としても差し支えない。

(2) 次年度の横展開や更なる事業創出について

本業務を通して出てきた今後の可能性や課題、方向性等について分析を行い県に提案すること。なお、「5 実績報告書」において提案することも可能とする。

(3) 独自の取組

上記のほか「2 業務目的」を達成するために有効と思える取組が委託料の範囲で可能な場合は企画提案すること。

(4) 実績報告書

業務の内容及び成果を記載した報告書を作成することとし、上記(1)及び(3)の参加者からのアンケート結果を必ず記載すること。

なお、上記(1)～(4)にかかるすべての経費は委託料に計上することとする。

5 納品物と納入期限

・実績報告書

令和9年3月31日までに紙媒体及び電子データで提出すること。

6 再委託

本業務の実施にあたり、再委託が必要となる場合は、事前に県の承認を得ること。

7 その他

- ①個人情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を整備し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年10月5日条例第38号）、和歌山県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。また、業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。これらのことは本契約終了後においても同様とする。
- ②受託者は、業務の進捗状況に関して、随時県に報告するとともに、適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- ③本事業の目的を達成するため、県が実施する他の空き家対策関連事業及び委託事業者と連携を図ることで、相乗効果を上げること。
- ④本事業の実施にあたって取得した物品のうち、取得価格が10万円以上の物品については、県に帰属するものとし、本事業終了後に引き渡すこと。
- ⑤本業務における成果品は全て県に帰属するものとする。

- ⑥本仕様書にないものや疑義が生じた場合は、県及び受託者の協議により決めるものとする。
- ⑦本業務は国費を用いて執行する予定であり、事業完了後5年間は事業に係る帳簿等を保管し、和歌山県監査委員や会計検査院の検査に協力すること。